

「市・県民税」申告相談のお知らせ

受付期間／2月4日(水)～3月16日(月)

平成27年度市・県民税の申告時期が近づいてきました。市・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険の税額や各種手当て・行政サービスの負担額等の大切な判定資料となるため、収入がない人でも申告が必要な方は、必ず申告してください。

申告がスムーズに行えるよう関係書類の準備をお願いします。

■ 所得税・贈与税の申告と納税は 3月16日(月)まで
 ■ 消費税・地方消費税の申告・納付は 3月31日(火)まで
 ■ 国民健康保険税の申告は 4月15日(水)まで

1. 申告が必要な方

- ◆平成27年1月1日現在、つがる市に住所を有している方
(住民登録の有無にかかわらず、現に居住している方)
- ◆営業、農業等事業を営んでいる方、または地代(小作料)、家賃等その他の収入がある方
※収入があれば、所得がゼロやマイナスの場合でも申告が必要です。
※譲渡所得があった方で、税務署への確定申告が不要になった方でも市・県民税の申告は必要です。
- ◆給与所得者で給与以外に収入がある方、または2カ所以上の支払者から給与をもらった方
- ◆勤務先からつがる市に給与支払報告書が提出されない方(あなたの給与支払報告書がつがる市に提出されているかどうかは、給与支払者にご確認ください)
- ◆収入のない方でも、次のような方は申告してください。
 - ①国民健康保険に加入している方
 - ②他の市町村に住んでいる人の扶養になっている方(扶養している方の氏名、住所等をお知らせください)

2. 申告する必要のない方

- ◆平成26年分の所得税の確定申告書(青色申告等)を税務署に提出される方
- ◆給与所得者で毎月の給与から市・県民税を差し引かれ、他に収入がない方
- ◆公的年金等の収入のみの方で、支払者からつがる市に公的年金等支払報告書が提出されていて、医療費控除等の各種控除を受けない方、または、税務署へ確定申告書を提出する必要のない方

3. 申告をしなければならない方が申告をしない場合

- ◆国民健康保険税の軽減措置(7割・5割・2割)がされない場合があります。
- ◆所得等に関する証明書(所得証明・課税証明等)が発行されません。

申告相談には次のものをご持参ください

- 印鑑(認め印で可)
- 収入・経費等の分かる書類
 - ▼営業等 … 「収支内訳書」と売上、仕入・必要経費等所得が計算できる資料
 - ▼農業 … 「収支内訳書」と出荷証明書等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▼不動産 … 「収支内訳書」と地代・家賃等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▼給与 … 源泉徴収票
 - ▼一時 … 生命保険金等の受取に係る証明書等
 - ▼譲渡 … 売買契約書、特別控除を適用するための証明書等
- 社会保険料控除(国民年金の証明書、国保税・介護保険料等の領収書)
- 生命保険、地震保険、個人年金、介護医療等の保険料控除証明書
- 医療費控除(医療費等の領収書⇒総額を計算してきてください)
- 身体障害者等の手帳
- その他必要と思われる各種証明書
- 所得税の還付を受ける場合は、本人の金融機関名および口座番号の分かるもの
- 所得税の振替納税希望の方は、本人の金融機関名および口座番号の分かるものと通帳の届出印

平成27年度からの市民税・県民税(住民税)の主な変更点

1. 住宅ローン控除の延長、控除限度額の拡充

居住年月日の適用期限を平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、平成26年4月から平成29年12月までに居住を開始した場合の控除限度額の拡充がされることとなりました。

	改正前	改正後	
居住年月日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～平成29年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得 金額等の7% (最高136,500円※)

※平成26年4月1日から平成29年12月31日までの金額は、新たな消費税率で住宅を取得した場合であり、それ以外の場合における控除限度額は現行と同様です。

2. 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当および譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

～配当・譲渡所得を確定申告する方へ～

確定申告が不要とされている上場株式等の配当や源泉徴収選択口座の上場株式の譲渡所得を確定申告すると、扶養控除の判定をする上で合計所得金額に算入されるため扶養控除が受けられなくなることや国民健康保険税・介護保険料等に影響がでることがあります。

【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111(内線212・214・216)

申告相談日程表

受付時間：8時45分～17時まで（正午から13時までを除きます）

木造・柏・森田地区【会場：松の館2階 視聴覚室】				
月	火	水	木	金
2/2	2/3	2/4	2/5	2/6
		【柏地区】	【柏地区】	【柏地区】
		小和巻・上派立	小中野・下町	上古川・八重崎・岩木 鶴野・第二岩木・幾世
2/9	2/10	2/11	2/12	2/13
【柏地区】	【柏地区】	祝 日	【柏地区】	【柏地区】
下古川・鷺坂	稲盛・玉水		沖蒔・末吉・藤岡	広須・姥島
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20
【森田地区】	【森田地区】	【森田地区】	【森田地区】	【森田地区】
相野	勝山・大館・床舞	森田	山田・つきみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地	猫淵・中田 漆館・吉野
2/23	2/24	2/25	2/26	2/27
【川除地区】	【川除・出精地区】	【出精地区】	【出精地区】	【出精地区】
芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地	蓮川・立花 出野里・芦部岡	大畑・東林・西林	生田・兼館・石館 善積・堅固	夕日岡・出崎 蓮花田・永田 土滝・加納・小田原
3/2	3/3	3/4	3/5	3/6
【柴田地区】	【柴田・越水地区】	【越水地区】	【館岡地区】	【館岡・出来島地区】
濁川・中の林・中館・細川 町居田・桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野	菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	広岡・あさみ岡 越水・駒田・吉見 吹原・南広森・丸山	館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝	菰槌・大湯町・出来島
3/9	3/10	3/11	3/12	3/13
【旧 町】	【旧 町】	【旧 町】	【旧 町】	【旧 町】
有楽町・范中・浮巣	上町・松原	蓮沼・赤根 浦船団地	田町・桜木団地 若緑団地	横町・清水町 成田団地
3/16	平日の相談が困難な方へ （お勤めなどで休みが取れない方） 3月1日(日) 8時45分～17時まで 松の館で受付します。			
【旧 町】				
千代町・吉岡下木造				

車力地区【会場：車力出張所】				
月	火	水	木	金
2 / 2	2 / 3	2 / 4	2 / 5	2 / 6
		車力町・下車力町		牛潟町 下牛潟町
2 / 9	2 / 10	2 / 11	2 / 12	2 / 13
牛潟町 下牛潟町	豊富町	祝 日	富范町	

稲垣地区【会場：稲垣出張所】				
月	火	水	木	金
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20
	千年・再賀 沖善津	吉出・語利 沼館	沼崎 元増	福富・中派立 前村・下派立
	2/24	2/25		
2/23				
野田・楽田 鶴見里	細沼・穂積 野末・家調	繁范・繁田 船越・下繁田		

※午前中は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
 ※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めていますので、なるべく
 割り当てられた期日にお越しください。

【申告期間中の問い合わせ先】

- ・松の館（申告相談専用） 電話49－1516（2月4日～3月16日）
- ・車力出張所 電話56－2111（2月4日～13日）
- ・稲垣出張所 電話46－2111（2月17日～25日）

※3月17日以降は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 税務課 電話 42－2111（内線212・214・216）

**申告は期限内に
済ませましょう**

つがる市総合計画に関する 市民アンケートにご協力ください

市では、まちづくりの最上位計画となる「第2次 つがる市総合計画」の策定を進めており、市民の皆さまのご意見を反映させていくための市民アンケート調査を実施しています。市内居住者の中から1500人の方々を無作為抽出により調査を実施していますので、調査票が届いている場合はご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

企画調整課 電話42-2111(内線353)

2015年農林業センサスに ご協力ください

2015年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される大切な調査です。

2015年1月中旬から農林業を営んでいる皆さまのところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。また、ご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

企画調整課 電話42-2111(内線351)

要介護認定者に対する所得税、市・県民税の障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護・要支援の判定を受けていて次の要件にあてはまる場合は、所得税や市・県民税の申告の際に**障害者控除対象者認定書**を添付することで障害者控除が受けられます。

控除対象は被保険者本人、または被保険者を扶養控除対象としている親族です。

障害者控除対象者認定書の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申告を行う前に申請してください。なお、平成26年7月～9月に介護サービス等を利用している対象者には、送付済みの介護給付費通知書に申請書を同封しています。

障害者控除の対象となる要件		障害者控除の区分	所得控除額 所得税	所得控除額 市・県民税
○要介護1～3の高齢者 ○要支援1～2の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの方		障害者控除	27万円	26万円
○要介護4～5の高齢者 ○要支援1～2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅳ～Ⅴの方		特別障害者控除	40万円	30万円
注意点	- 対象となるのは平成26年12月31日(死亡者は死亡日の翌日)を基準として、それ以前に6カ月以上の介護認定期間があった方です。平成26年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。 - 障害者手帳を交付されていて障害者控除の対象となる方でも、介護度が4～5など要件を満たしていれば、所得控除については特別障害者控除の扱いとなるため申請が可能です。 - 対象者が特別障害者で同居老親等扶養親族である場合などには扶養控除にも加算があります。 - 対象者の日常生活自立度については、市役所介護課へお問い合わせください。			
申請 手続き	- 事前に介護保険被保険者証(オレンジ色)により介護度を確認してください。 - 認め印をご持参の上、市役所介護課へお越しください。			
認定書 の交付	- 申請された内容について審査した上で郵送により認定書を送付します。 - 被保険者一人につき一通のみの交付となります。			

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111(内線231)

広 告

みどりにパワーを 1t=1,000円より販売しています

有機堆肥販売

0173-46-3725

有限会社 **光** 堆肥センター FAX専用 0173-23-4012

つがる市稲垣町福富笹山97-1(旧つがる市農業開発公社) 光代行もよろしく 0173-34-9871

広 告

屋根・外壁・ガイナ断熱・雨漏り修理

赤外線サーモグラフィーで建物の断熱温度、雨漏りの調査します

初春のお慶びを謹んで申し上げます

お見積もり無料・まずはご相談から

◆ホームページは◆ <http://www.art-reform.net>

■屋根・外壁リフォーム専門店■ 地元職人直営店

アートリフォーム(株) 0173-33-4713 yahoo アートリフォーム

五所川原市七ツ館虫流51-29 「増改築相談員」代表 前田昭仁



花粉症について

花粉症とは、特定の季節にくしゃみ・鼻水・鼻詰まり、目・鼻・喉のかゆみ等の症状が続く病気です。空中を飛散する植物の花粉が目や鼻の粘膜に接触することによって、過剰な反応が起きて発症すると考えられています。鼻は通常、体に入ってくる空気中のゴミを排出するために、鼻水で洗い流したり、くしゃみをして吹き飛ばしたり、鼻の粘膜が腫れて中にゴミが入らないようにしています。このゴミを排出する機能が過剰に働きすぎると、大量の鼻水が止まらなかったり、くしゃみを連発したり、鼻詰まりが続くようになります。

花粉症の原因として最も有名なのは春のスギ花粉だと思います。青森県ですと3月上旬～中旬位から飛び始め、4月上旬に飛散のピークを迎え5月上旬頃に終息します。スギ以外に花粉症を引き起こす植物としては、5～6月頃に多く飛散するイネ科の雑草類（カモガヤ・ハルガヤ等）と8月後半から9月にかけて飛散するキク科の雑草類（ヨモギ・ブタクサ等）等があります。スギを含めたこの三種類が日本の三大花粉症とされています。

治療については薬による薬物療法が基本になります。一昔前の花粉症の薬は副作用として眠気や口の乾きを伴う事が多く、使い辛いものが多かったのですが、最近は薬の改良も進んで以前ほど眠気等は出にくくなってきています。気をつけていただきたいのは薬を飲み始める時期についてです。症状がひどくなる少し前、ほんの少し鼻がむずむずする、連発はしないけどくしゃみが出る、程度の時期から飲み始めるのが効果的とされています。初期投与療法といいますが、早めに治療を開始することによって症状の悪化のピークを小さくすることが出来るのです。スギ花粉の場合ですと、少量

飛び始める3月上旬～中旬くらいからが良いでしょう。

4月上旬に花粉飛散がピークを迎え、症状が激烈になってから治療を開始してもそこから症状を抑えるのは大変なので注意が必要です。スギの花粉については毎年飛散予測が発表されていますから、大量飛散が予測される年は特に早めの治療を考えてみてください。ちなみに津軽地方の平成26年の飛散数は少なめでしたが、27年の飛散予測は平年並みかやや多めとされています。

もちろん薬さえ服用していれば全ての症状が抑えられる訳ではありません。治療中であっても大量に花粉と接触するとやはり症状は悪化しますので、花粉対策が重要です。基本的に花粉は暖かくて風が強く、天気が良い日に大量飛散しますので、そのような日は可能であれば外出しないのが一番です。出かけなければいけない時は出来るだけ最小限の時間にして、隙間が小さくなっている花粉症用のマスク・メガネを装着しましょう。また帰宅時には玄関先で服や髪についた花粉を払い、うがい・洗顔等で洗い落としましょう。窓も昼間に開けていると室内に花粉が侵入しますし、洗濯物も外で干すと衣類について室内に持ち込まれるのでこの時期は要注意です。風邪や寝不足等で体調を崩していたり、過度の飲酒や喫煙で体に負担をかけている時も花粉症の症状は悪化しますので気をつけてください。

青森県花粉情報研究会では、スギの花粉時期に青森県内各地の花粉飛散数を実測し、ホームページで公表しています。

(<http://www.kafun-aomori.jp/>) 飛散開始時期の予測も記載されていますので、是非参照されてみてください。



すずらの会 ～自死遺族のつどい～

「すずらの会」は、自死遺族の悲しみや苦しみを分かち合うための集いで、現在、ご家族を自死で亡くされた方が参加しています。あなたの悲しみや苦しみを安心して話せる場所ですので、一人で抱え込まずにご参加ください。

日 時 1月26日(月) 14時～16時 **場 所** 木造ふれあいプラザ（JR木造駅隣）

申し込み 事前に精神保健担当保健師にお申し込みください。

※すずらの会とは別に、精神保健担当の保健師が訪問や電話で自死ご遺族の相談にも応じています。

【申し込み・問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111（内線305）